

令和5年8月8日

保護者 様

船橋市教育委員会

船橋市立学校における熱中症警戒アラートの運用について

日ごろから本市の教育活動にご理解、ご協力いただきまして、心から感謝申し上げます。

さて、熱中症警戒アラートにつきましては、令和3年度より全国的に本格実施されております。船橋市から市民に向けた「熱中症警戒アラート発表」の周知については、千葉県内15の観測地点のいずれかで暑さ指数が 33°C 以上を観測した場合に周知されます。このことは、熱中症の危険性が極めて高くなると予測された際に、危険な暑さへの注意を呼びかけ、熱中症予防行動をとっていただくよう促すための情報提供であり、広く市民に対し周知しております。

しかしながら、学校教育現場においては、千葉県内15の観測地点のいずれかで暑さ指数が 33°C 以上を超えた場合としますと、教育活動が立ち行かなくなることから、本市の観測地点の暑さ指数（予測値）を用いて、学校現場では運用しております。

また、学校の立地場所によっても測定値に違いが生じることから、各学校で暑さ指数を計測できるよう暑さ指数計測器を配付し、各学校において活動場所での実測値が測定できるようにもしております。

船橋市においては、熱中症警戒アラートが発表された場合、防災行政無線及び情報メール等で市民に情報提供されますが、学校教育現場においては必ずしもあてはまらない場合もございますのでご理解くださいますよう、よろしくお願いいたします。